

## 第50回衆議院議員総選挙

期日前投票と不在者投票活用して選挙に行こう！

期日前投票期間 10月16日(水)～26日(土)

### 期日前投票とは

選挙人名簿に登録されている自治体(住民票が登録されている自治体)の期日前投票所(出張所含む)で、告示・公示日の翌日から選挙期日の前日まで投票できる制度です。仕事や冠婚葬祭、旅行などで不在にする場合でも利用できます。



### 不在者投票とは

仕事や旅行などで滞在している先の自治体で投票できる制度です。ただし、事前に選挙人名簿に登録されている住所地(住民票が登録されている自治体)の選挙管理委員会に投票用紙の送付などを依頼する必要があります。多くの場合、請求は郵送で行い、送られてきた投票用紙を持参して滞在先の選挙管理委員会(出張所含む)で投票することになります。投票期間は期日前投票と同じです。

**※一度請求してから投票用紙をもらうため、時間がかかる場合もあります。なので、早めの手続きを進めておきましょう。**

(1) 選挙人名簿に登録されている住所地の選挙管理委員会に、不在者投票の請求をする。

(2) 投票用紙等の書類が入ったレターパックが届く。

(3) 書類を持ってお近くの選挙管理委員会に行く。

(4) 投票する。

